

平成27年度第2回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	平成27年5月25日(月) 9:30~	
開催場所	徳島市役所6階 入札室	
出席者	委員会 徳島市	長地委員長、成行委員、竹村委員、疋田委員 土木部副部長兼土木政策課長 水道局総務課長 他 関係各課・事務局職員
審議案件	一般競争入札 指名競争入札 随意契約 合計	79件 184件 2件 265件

議事概要

委 員 会	徳 島 市
市発注工事等に係る入札・契約手続の運用状況等について	
	1 対象期間(H26.10.1~H27.3.31)の発注工事について
審議1<随意契約> 東部環境事業所し尿処理施設補修工事 (東部施設課)	
<p>入札参加業者が1業者となった理由は、どのようなことが考えられますか。</p> <p>何年間くらい1者のみメンテナンスをやっているのですか。</p> <p>価格的に特におかしいということはないですか。</p> <p>具体的にこの補修工事とはどのような工事ですか。</p> <p>このようにたくさん下請業者がいるのですか。</p> <p>下請け業者は、すべて県外業者ばかりですか。県内の業者もいるのですか。</p>	<p>従前、1業者のみとなっています。し尿の特殊な設備の補修ということで、特殊な案件となっています。</p> <p>ずっとです。特許等があれば随意契約できます。特許等がないので、一般競争入札としており、1者とわかっているのですが、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約としています。</p> <p>ないです。</p> <p>一応定期補修であるので、毎年及び2~3年毎に定期的に交換している部品となっています。</p> <p>特殊な機械であり、機械ごとに整備業者が変わってきますので多くなります。</p> <p>県内の下請け業者は、3者あります。</p>
審議2<一般競争入札> 弁天橋潜水橋橋梁補修工事 (道路維持課)	
一言で言うと、3者の入札価格が、最低制限価格未満になっており、失格になっていますが、10万円少しの違いでもったいないと思います。算式どおりでいくとこうなると	以前から、ご指摘がある問題です。今回、橋梁の補修工事ということで手間がかかると思います。ですから失格の3者は、がんばっていただいたところは

と思いますが。

その制度の話ですが、見直しはまだ検討されていないのですか。

いつ頃までに検討される予定ですか。

その検討というのは県との協議も含めてということですか。

結局は、下の入札率の値段でできるのですよね。

辞退が4者いますが、これはどのような理由からですか。

そのような場合の理由の開示は、特に求めてはいないのですか

辞退の理由を求めるようなことは考えていないのですか。

県もそうですか。

あります。制度上の問題の案件ということで、以前からご指摘いただいています。

現在、検討中です。

県との合同入札を来年4月から予定しています。それまでに様々検討させていただけたらと思っています。

他の制度も調査させていただき、もっと良い手段があるかどうか等も考えていきたいと思っています。今まで不具合等の指摘もいただきましたが、逆に捨てがたいメリットもあると思います。それは基本的に額がまったくわからないということです。新聞紙上を賑わしている逮捕者がでたりすることもないと思います。ご指摘のようにもっと安くできるのでないかと思っています。そのあたりは、いろいろ検討させていただきたいと思っています。

請け負った以上は、赤字になったとしてもやっていただくようになります。それと持っている機械、重機とかによりますし、もっと安くできる下請け業者がいるとかそのような条件が入ってくると思います。

特に辞退理由を求めていますませんが、採算がとれない、技術者が配置できない、他の工事が忙しい等があります。参加申請だけして辞退される場合も多くあります。参加資格さえあれば申し込み、そのときの条件により見積もりをとり、採算がとれなければ止めておこうとか、もっと良いところがあればそちらを選ぶ等があり、そのような理由により辞退されることは多々あります。

特に求めていません。

平成25年度まで、慣例的に理由書を提出させていました。ただ徳島市の方で規定はありません。辞退した業者に提出を求めましたが、提出してくれたり、提出してくれなかったりと様々でした。特に提出規定はなく、平成26年度からは提出を求めています。参加の意志だけでは、辞退理由はとらないです。しかし、応札(札を入れた)後に辞退した場合は、理由書の提出を求めています。

わかりませんが、たぶん同じだと思います。当然、参加の有無の理由は、最近は問いません。しかも理由は様々あります。札を入れた以上は、やる意志があ

	<p>るということになります。落札とかしますと契約しないと指名停止になります。開札までについては、理由を聞き、やむおえない理由については、認めるという形になっています。</p>
<p>審議 3 &lt; 指名競争入札 &gt; 延命東線南工区道路改良工事  <span style="float: right;">( 道路建設課 )</span></p>	
<p>辞退の理由は求めているのですか。</p> <p>警備員の適正配置、適正執行はうまくいっているのですか。  会社になっていないような業者が 5 者ありますが、多いのですか。経営上の問題はないのですか。</p>	<p>この案件は、指名競争入札ですので求めています。辞退は、業者の自由です。2月の時期でもあり、技術者不足等があったのではないかと思います。</p> <p>適正にできています。</p> <p>会社の形態は、会社の問題であると思います。経営については、問題ないと思います。経営審査もありますし、情報も入ってきます。当然、資格もあり業者として成り立ったうえで業者登録しているので、排除する理由はまったくありません。たとえ個人経営であろうと、建設業の許可があり、条件さえ問題なければ参加資格があります。工事については、当然、完成具合が悪ければ、その分については点数が低くなります。現場監督については、監督員が十分に指導していただくということになるので、現場は維持できていると思います。</p>
<p>審議 4 &lt; 指名競争入札 &gt; 橋梁定期点検業務 ( 勝占地区 )  <span style="float: right;">( 道路建設課 )</span></p>	
<p>橋梁点検は目視ですのですか、それとも機器を使用して点検するのですか。</p> <p>足場を組み、橋の下から見ていくということですか。</p> <p>そのような場合の成果品はどのような形でくるのですか。</p>	<p>平成 25 年に道路法、平成 26 年に省令が改正され、大震災後、それまで橋梁点検は遠方目視でしたが、近接目視ということで、直接目で見る形に去年 6 月に改正されています。それに伴い、徳島市の全部の橋 1349 橋 ( 平成 26 年 4 月 1 日現在 ) について近接目視でやりなさいということになりました。前年度と比べあえず 119 橋です。5 力年でやりなさいということになっていますので、5 分の 1 までいっていませんが、近接目視で行いました。</p> <p>橋梁にもよりますが、船で点検する場合がありますし、足場を組み点検する場合があります。橋梁の形態によりまして、様々な方法がありますが、必ず近接目視で実施します。徳島市にあまりありませんが、高架橋の橋台などは、つり橋を組む場合もあり、特定検査ということで、上から点検を実施する場合があります。</p> <p>成果品は、橋毎に、写真撮影もありますし、国土交通省の様式である成果表に基づき写真を添付して成果品としていただいています。今回ですとポートに乗って、橋脚が低いものでは、潮位の関係もあり</p>

何橋ぐらいあるのですか。

いちばん小さい橋の長さは2 m ~ 5 mですね。点検する橋の長さは、1 橋どれぐらいが決まっているのですか。

内訳の直接原価で橋梁定期点検要領作成というのがありますがどのようなものですか。

内訳明細の定期点検と橋梁定期点検要領作成の金額については、各業者にかなりの差が発生していますがどうしてですか。

橋をかける費用はあまり変わらないように思いますが差があるのはどうしてなのですか。落札されたのは、エフ設計コンサルタントですが、大がかりな橋梁点検車を使う必要はないのですか。場合によっては使わざるを得ない場合もあると思いますが。

徳島市には、木の橋、石の橋はないのですか。

点検の対象になるのですか。

ますので、潮位をみながら、普段見ることの出来ない橋も干潮のときに、入ることもあります。また胴衣を着て入る場合もあります

去年の4月1日では、1 3 4 9 橋です。カウントの仕方にもよりますが、現在は、台帳の方で1 3 5 2 橋です。橋の数については毎年変わります。というのは、新しい橋が増えるからです。今は1 1 9 橋ですが、全橋やらないといけません。

国には、小さい橋はありません。従来は、重要橋梁1 5 m以上、次に5 m ~ 1 0 mをやリ、今回は2 m ~ 5 mということで順番にやっています。徳島市の場合、県も参考にして一応見積もりを作成し、独自の歩掛かりで発注させていただいています。

徳島市バージョンということで前回1 5 m以上の橋について作成しました。それをもとにして、今回2 ~ 5 mということで新たな定期点検要領を作成しました。

コンサルタント側の考え方によると思いますが、どのような仕様、レベルで考えるかということで、ひとつには技術力の差などもあると思います。

そうです。今回は勝占地区ですが、地区にもより変わる場合がありますが、小橋梁なので逆に言うポート、寝そべってということもあります。大がかりな橋梁点検車を使うことはないです。

あります。

一応、国の基準では、2 m以上の橋は、石製とか木製に関係なく、全部やりなさいということになっています。とりあえず、先週までに道路維持課のパトロ - ル班で、全部の橋は、一応状況は点検しています。潜ってではなく上からだけです。そのデータを基にして今回発注をかけます。今やっているのは、現業の職員がパトロ - ル中に、現状の写真を撮って、異常があるようなところはチェックしてチェックシートを作りますが、先週、残りの橋が終わったところです。

審議 5 < 指名競争入札 > 大松保育所耐震改修工事

( 子ども施設課 )

異常な辞退率ですね。どのような理由があるのですか。

耐震改修工事は、今までも手間がかかり、儲けが少ないということで辞退者が結構多かったです。特に今回は、保育所ですので、学校と比較し集中的にできません。たとえば小学校等であれば、夏休みがあ

具体的には、平屋と書いているが、外から添え木でもあてるような工事ですか。

3月20日には工事は終わっているのですか。

これだけ辞退が多かったら、入札の意味がない。予定価格の設定は、あくまで対策ですね。見合わないという話、またスケジュールが立てづらいなど、お金には反映されない。もう少し予定価格が高かったら、応じてくれる業者も多かったということですか。

市として耐震工事の仕様マニュアルはありますか。

だいたい震度はいくつ位を想定しているのですか。

保育所は、園庭に逃げることになるのですか。

近くにしか逃げないから、時間的には余裕があり、その間もってくれればよいのですか。

りますが、保育所は、休みがありませんので、どうしても参加申請をする業者は少なくなります。手間がかかり儲けが少ないものとなっています。今回、指名なので辞退理由は取っていませんが、一般的な傾向としては、耐震改修は、保育所では辞退者は多いものとなっています。

既に内壁で筋交いは入っていますが、それは昔の基準です。現在は、筋交いは、はずれないように金物が設置されていますが、昔の建物ですとそれがなかったりします。また壁が足りない部分は、高性能なウッドピタブレースを付けます。取り付ける理由としては、窓をつぶさなくてすむことです。単に壁を作ってしまうと開放部分がなくなります。つまり窓がなくなってしまうからです。このため外回りはブレースを付ける。内壁は、壁を補強したり、ないところは作ったりします。

終了しています。

その可能性もありますが、保育所ですから時間の制約があると思います。平日は夕方6時までやっていますし、土曜日午前中やっています。それとお昼寝の時間は、音の出る工事は止めてほしいなど、保育所独特の制約ではないが、お願いするところが結構あります。今回は、1者きていただきありがたく思っています。

市の独自の仕様というのは、今のところありません。しかし、その工事内容の耐震設計においては、一定の基準(日本建築学会)において、設計が行われ、設計内容は、第三者機関にその妥当性について確認してもらっています。

震度7に耐えられることです。まったく震度7で壊れなかったらすごいということになりますが、一部壊れたとしても倒壊しないことです。あくまで人が逃げることができる時間が必要であるという考え方です。

そうです。

一部、柱等が折れたりとかしても、建物として倒壊しなければ大丈夫です。

審議6 <一般競争入札(総合評価)> 高機能消防指令センター整備に伴う消防局改修工事

(消防局総務課)

大きい工事ですが、辞退の理由はどのようなものがありますか。

工事の内容から工期が非常に長く、長い期間拘束されます。参加申請を行って、いろいろ考えた結果、辞退したのでないかと思います。この平成26年6

辞退の理由を書かせた場合、義務づけた場合、問題はあるのですか。

理由書をとっておけばデータを活用して分析できるのではないですか。

5 者が顔を会わす機会はあったのですか。

意識的に辞退したというのは考えられないのですか。

この地域で、特A・A・Bまでいったらもっと業者が多くあると思いますが。

結果的に1者だと競争原理が働かないと思いますが、何かルールはあるのですか。

4 者が辞退、説明責任を果たすため、辞退の業者に辞退理由をとりあえず書かせておいた方が良いと思います。もし問題になった場合、なぜ辞退理由を書かせていないのかといった場合、かまわないのですか？ 辞退理由を取っておくという姿勢が必要なのでは。

月から1者でも可能となっています。

最近、辞退は多くなっております。技術者不足が主な理由と思います。理由を書いても定例的な内容になります。参加申請をしましてできないからというのは、問題はないです。札を入れてしまった後で辞退するには理由書が必要になります。

1者も来てくれなくて、再入札した事例が過去にあります。このような場合、理由の聞き取りをして改善した事例もあります。特に、長期のものについては、採算がとれない部分があると考えているのではないかと思います。しかも改修であるので、一応、参加申請をして見積もりを作成し、工期等も勘案したが採算がとれないのでやめたのではないかと思います。今は、件数も結構あり、技術者も少ないので、金額も良い案件を選んでいる状況かなと思います。

電子入札では、どの業者が入札したかもわかりませんのでそのような機会はないと思います。

そのようなことはないと思います。工期が長く、技術者が拘束されるということで、また採算がとれないため、辞退したと考えられます。

少なくとも10数者で、意外と数はあると思います。

国から通達もありまして、1者でも有効となっています。

平成25年度まで辞退理由書を取っていましたが、ほとんどが技術者不足のため配置ができないという理由が多くありました。検討させていただきたいと思います。

審議7 <指名競争入札> 高機能消防指令センター整備に伴う消防局改修工事監理業務

(消防局総務課)

とりあえず参加申請をする時期があるのですよね。公告から入札までの時間的な間隔はどれくらいあるのですか？よく考えずに参加申請をしているのですか。

これは図面を作成するだけの仕事ですか。

指名の場合は、指名から1週間程度です。一般競争入札の場合、公告して受付開始から12日程度余裕があります、その間に見積もりを作成して、参加しようかということになります。入札するまでには約23日余裕があります。参加申請の期間については13日間程度です。

監理をしてもらう仕事です。

この案件は落札率が高いですが、何故ですか。

請負の設計額が5千万円以上となっておりますので、特定建設業許可を受けているものとしております。また3千万円以上で監理技術者の専任の条件も付けています。このような有資格者の配置が必要という要件が理由として考えられます。また電線共同溝ということで、工事が長期に亘っていることも影響しているのではないかと考えます。

工期が8か月近くあり長期になっていますが。

関連工事との調整で工期が長くなっています。

電線共同化をやっている所は各地域同様に水道工事を行うのですか。この場合は庄町地区電線共同溝に伴う工事となっているようですが。

電線共同溝に伴っての移設工事で、支障となる箇所を移設するという事で。今回の分も同様であります。歩道を全体的に掘削するものなので、ほとんどの場合に支障移転が必要となり、それに伴って布設替工事が発注されております。

入札の2番目の業者が今回の元請けの下請けに入っているが、問題はないのですか。入札金額も同じ様な金額であるし。

2者だけでなく、他の業者さんも入札に参加されておりますので、特に問題はないと考えています。

例えば、別の工事で今回2番目の業者が落札したとして、前回1番目の業者が下請けに入ることがあるのか。制限等はないのですか。

一概には言えませんが、あり得るケースであると考えます。特に制限しているわけではないですが、やはり人員の確保、責任者の配置といった、正常な工事を行うための適正な人員配置が、第一条件と考えています。

2業者の入札金額が同様に、どちらかの業者が落札したら一方が下請けにまわるようなことはあるのですか。

あり得ると考えます。今回の場合は、8者がそれぞれ競争しながら入札が行われたということで、適切であると考えます。

1者、参加資格審査で落ちていますがどのような理由ですか。

特定建設業の資格がなかったからです。

条件提示しているにもかかわらずですか。

予定金額が大きかったもので、「特定建設業を有する者」と条件提示をしていました。

業者は自社の資格の有無についてわかるのですか。

業者さんも理解されていると思いますが、通常の工事と間違えられたのではないかと考えます。

無効というのがありますが、単に入札書類の日付を間違っているだけですか。そういうことはよくあるのですか。

まれにあります。

他がいかに適正でも仕方がないということですか。

そういうことになります。

水道局は、紙媒体ですっとやっているのですか。

紙媒体で実施しております。

<p>電子入札に変えるような計画はないのですか。</p> <p>当分このままでやっていくのですか。</p> <p>市のシステムをそのまま使わせてもらうわけにはいかないのですか。</p> <p>電子入札であれば日付の記入漏れとかはなくなるのではないのですか。</p>	<p>徳島市が電子入札に変更する際に検討させていただいたのですが、案件数とか設備の部分等、費用対効果も検証して、郵便入札が適切であろうという一定の結論を得て、紙入札で実施しております。</p> <p>設備投資にかなり費用がかかるということを考慮しますと、当分の間は現状のままでいきたいと考えています。</p> <p>水道局独自の所もあるため、難しいと考えます。</p> <p>そう考えます。</p>
--	---

審議 10 <一般競争入札> 国庫補助事業に伴う配水管布設替工事設計業務(3)

(水道局)

<p>この工事は地震等に備えて実施するものか。</p> <p>徳島市には石綿管はないのですか。</p> <p>重点的に耐震管を布設するという事になっているのですか。</p> <p>上水道は上水道だけで工事を、要するに下水道の工事と一緒にすることはないのですか。</p>	<p>この業務については、老朽管の更新工事の設計業務と、重要給水施設である地震時や災害時に水を最優先に持っていく施設へ向けての耐震管路の設計を主としております。水道管の更新といえば必ず地震に備えてということにつながっていくこととなります。先ほど申しました重要給水施設に向かう配水管路というの、耐震化、地震対応につながります。その多々ある箇所設計業務ということで、国庫補助事業として計画的に行っている部分の設計です。</p> <p>石綿管は平成22年度に、配水管としてはすべて無くなっております。</p> <p>布設からかなり時が経っている老朽管を古い順に更新する必要があります。更新に際しては耐震管を使用しており、現在布設している1000kmあまりの配水管を更新していきます。帳簿上の管の耐用年数は40年となっておりますので、年間に25kmを更新しなければならない計算になりますが、現実的には難しく、年間10数km(の更新)が限界の状態です。このことから、優先順位を付けて(更新を)行っているというのが実状です。</p> <p>電線共同溝などで下水道布設と一緒に実施するケースはあります。下水道の工事で支障となるような水道管を、その際に移設し、平行して工事していくという場合があります。そのことについては関係部局が同じ市にありますので、情報連絡は密にしています。年度当初には関係各部署や水道・電気・ガス等の占有者が集まり、調整会議を開いております。</p>
--	--

<p>そういうことも考慮して経費の節減をはかっているのですね。</p>	<p>はい。</p>
<p>指名停止等の運用状況について</p>	
	<p>1 対象期間(26.10.1～27.3.31)の指名停止について</p> <p>(土木政策課) 2 業者に対し、指名停止措置を行いました。</p> <p>(水道局) 2 業者に対し、指名停止措置を行いました。</p>
<p>談合情報への対応状況について</p>	
<p>このような情報を送ってきた背景及び意図はわかりますか。</p> <p>メールは2通ですか。</p> <p>となると、単なるいやがらせかもしれませんね。たいへんですよ、単なるいやがらせメールかどうかはわからないものについても談合情報として手続きどおりにする必要がありますよね。</p>	<p>1 対象期間(26.10.1～27.3.31)の談合情報について</p> <p>(土木政策課) いやがらせもあると思います。匿名のメールです。</p> <p>2 通来ています。土木政策課と公共建築課へ送信されてきました。メールシステムは、Webメール方式となっていますから、相手が特定できない場合もあります。</p> <p>そうです。談合情報として手続きを実施します。電話などでそのような情報が入った場合は、中止にする場合もあります。</p> <p>(水道局) 談合情報はありませんでした。</p>
<p>次回までの回答</p>	
<p>くどいようですが、3件しか入札がなく、2件と金額の低い1件の金額が相当離れていて、金額の低い1件の方が最低制限価格を下回ったために失格になるというのは、経済的にみてもったいないと思う。10～20者であれば、その平均値をとるとというのは意味がわかるのですけどね。</p> <p>それともう一つ、入札に参加しているのになぜ辞退するのかということです。</p>	<p>当然、みなさんができるという金額で平均をとっているのでは問題ないと思います。最初は、低い金額が集中して、途中から適正な見積もり額で入札してきているという考え方もあり、両極端に分かれた場合、このような弊害もでるのかなと思っています。この件につきましては、検討させていただきたいと思います。</p> <p>それも結局は、業者というのは、入札案件、県も市も全部同じ業者が入ってきているので、同じ時期に参加したとすれば辞退もありえます。理由書については、個人的には、出さなくて良いと考えていますが、県とかの状況を調べさせていただきたいと思っています。</p>

この二つの件については、次回への宿題ということですのでよろしくお願いたします。

わかりました。